

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
愛知県北設楽郡豊根村

2 構造改革特別区域計画の名称
とよね有害鳥獣被害防止特区

3 構造改革特別区域の範囲
愛知県北設楽郡豊根村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

豊根村は、愛知県の東北端に位置し長野県及び静岡県に境を接し、総面積は、121.13km²であり、気候は概して寒冷である。11月上旬に初霜が見られ、4月中旬まで晩霜が続く。年間平均気温は12℃、年間降水量2,400mm、根雪期間は12月中旬～3月下旬まで見られ、高冷多雨多湿である。

地勢は村内西北部に赤石山脈の支脈である茶臼山（1,415m）があり、1,000m内外の山々を取りまき、標高も140～1,415mと峡谷型の地形である。河川は、天竜川水系の大入川を主流に古真立川、坂宇場川及び小河川が合流し新豊根ダムに注いでいる。

起伏の多い山間地の立地条件の中で、小規模な平地を活用したトマト、野菜、水稲などの栽培を行っている。平成20年の農業産出額は、約1億1千万円で、総農家数は、約166戸、耕地面積は、約146haとなっている。

近年、高齢過疎化が進行し、農業生産は減少傾向にあるとともに、後継者不足等多くの課題を抱えている。特に鳥獣による農作物の被害が顕著となり、多額の被害が生じているとともに、被害が予想されることから不作付けとなる農地も増加しつつあり、農業生産に対し大きな影響を与えている。

(2) 鳥獣による農作物の被害状況

(単位：千円)

区分	イノシシ	シカ	サル	鳥害	その他	合計
平成17年度	1,300	6,262	1,272	—	—	8,834
平成18年度	1,267	6,911	1,224	300	—	9,702
平成19年度	1,533	7,598	2,460	1,700	837	14,128

(3) 狩猟免許所持者数

(単位：人)

区分	網・わな猟	第一種狩猟	第二種狩猟	合計	うち 60 歳以上
平成 18 年度	11	43	1	55	32
平成 19 年度	13	45	1	59	36
平成 20 年度	15	43	3	61	37

5 構造改革特別区域の意義

豊根村においては、住民の高齢化・過疎化が進展しつつあるが、住民の定住化や地域振興を進めるうえで、農業の占める割合は高く、耕作放棄地の解消、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保などによる、効率的な農業の実現が求められている。しかしながら、近年イノシシやシカ、サル等による農作物の被害が増大し、農業収益の減、さらには営農意欲の減退などが顕著となっており、有害鳥獣の捕獲は喫緊の課題となっている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策として、本特例を適用することにより、有害鳥獣による農作物の被害を抑制し、農業収益の安定化、さらには地域の活性化を目指すものである。

また、狩猟免許を持たない従事者を容認するには、捕獲技術、安全性等が十分に確保される必要があり、そのための講習会や組織づくりなどに、地域の住民が一体となって取り組まなければならない。そのため、これまでの免許取得者（猟友会員 48 名のうち、網・わな猟免許取得者数 15 名）に頼っていた有害鳥獣の捕獲に加え、地域住民を巻き込んだ被害防止対策が講じられることとなる。また、豊根村猟友会と連携した講習会の開催等により、わなによる一般住民の事故防止効果も期待される。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 農業収益の増加

有害鳥獣による農作物への被害を防止することで、農業生産額の向上、農家所得の増加が図られる。

(2) 効率的な農業の実現

農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加に歯止めがかかり、更に意欲のある農業者が増えることで、担い手の育成、農地流動化が進み、地域振興が図られる。

(3) 地産地消による地域の振興と高齢者の生き甲斐の創出

高齢者が安心して農業に従事でき、高齢者が栽培した農産物が直売所等で販売され、地産地消の実現と高齢者の生き甲斐を育む。

(4) 地域社会の一体化

捕獲のための組織作りを通じ、狩猟免許取得者と一般住民との意思の疎通が図られるとともに、地域が一体となり問題解決に取り組む雰囲気が醸成され、地域のまとまりができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣被害防止対策の効果が上がれば被害額の減少により、農業所得の増加が見込まれ、営農意欲の高まりや生産量・品質の向上が期待される。

また、農業経営の規模拡大意欲が喚起され、耕作放棄地の解消や農地の流動化、担い手の育成にも効果が見込まれる。さらに、高齢農業者が安心して農業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売所で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果が及ぶ。

なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年10%減少させ、平成22年度の被害額を12,715千円に抑制することを目標とする。

平成20年度の被害額	14,128千円
平成22年度の被害額（目標）	12,715千円

8 特例事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農作物鳥獣害対策事業補助金（村単独事業）

イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため防護・捕獲機器の整備に対する助成

(2) 豊根村鳥獣被害防止計画の変更

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認に伴う計画の変更

(3) 安全教育

村・猟友会により狩猟免許を有しない従事者に対し、安全講習等を行う。

(4) 狩猟組織の結成

狩猟免許の取得者を監督者とし、免許を有しない従事者の構成員を決定。

(5) 捕獲計画の立案

猟友会、村により捕獲期間やわなの設置場所などを協議。

(6) 地元説明会

捕獲計画を地元住民に説明し、住民の安全確保を図る。

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県北設楽郡豊根村の全域において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

わなの使用により、銃器以外の方法で有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に綱・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に綱・わな狩猟免許を所持していない者が含まれる事を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣（イノシシ、シカ、サル等）による農作物の被害を縮小させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、村・猟友会・住民が狩猟の体制づくりを行うこととし、既に3者において協議が行われている。

その中では、安全講習会の開催、狩猟免許所持従事者の適切な指示監督のもとに作業を行う捕獲体制、わな設置に関する周辺住民への周知方策、事故発生時の連絡体制の設備等の捕獲体制を整備することとしており猟具の安全な使用、駆除活動の安全な実施体制の確保がなされていると考える。

また、免許なし従事者の要件を市町村が実施する安全講習の受講を要件とすることを検討しており、特区認定後の狩猟実施における安全対策について十分確保できる見通しができている。